

平成28年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

平成28年 9月15日(木曜日)

午前9時30分開議

第20 一般質問

第8 議案第55号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算(第5号)について

第9 議案第57号 平成28年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

第10 議案第56号 平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

第11 議案第58号 町道路線の廃止について

第12 議案第59号 町道路線の認定について

第13 議案第60号 網走地方研修センター組合規約の変更について

追加議案

議案第64号 農業用施設災害復旧事業の施行について

議案第63号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算(第6号)について

追加議案

意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第2号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める要望意見書

意見書案第3号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める要望意見書

意見書案第4号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書

○出席議員（9名）

1番	上原豊茂君	2番	須河徹君
3番	河端芳恵君	4番	山田日出夫君
5番	工藤弘喜君	6番	余湖龍三君
8番	西森信夫君	9番	堤三樹磨君
10番	西山由美子君		

○欠席議員（1名）

7番 川村進君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	山本正徳君
会計管理者	八鍬光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	中山信也君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会会長	清井敏行君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	本庄朋美君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日も9名の議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（上原豊茂君） ここで、議会運営委員長から、今後の議会運営について報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（余湖龍三君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議長からお許しがありましたので、追加議案の取り扱いについてご報告申し上げます。

本日の午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の案件の取り扱いについて協議を行いました。

案件につきましては、既に皆さまに配布をしておりますとおり議案第63号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）についておよび議案第64号 農業用施設災害復旧事業の施行について。

これについて協議いたしました結果、本定例会に追加することに決定いたしました。

なお、審議につきましては、日程第13、議案第60号の質疑、討論、採決が終了した後、行うことといたします。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

◎追加日程の議決

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり追加議案として提案されました議案第63号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）について、議案第64号 農業用施設災害復旧事業の施行についてを一括議題とし、日程に追加したいと思いません。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第63号、議案第64号を日程に追加することを決定いたしました。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） それでは、日程第20、一般質問を継続いたします。

3番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 通告書に従いまして、一般質問を行います。

はじめに、防災・減災への取り組みについて町長に伺います。

この件につきましては、一昨年、平成26年にも同様の内容でお伺いいたしております。またその後の状況に変化もありましたので、またあらためてお伺いいたします。

地球温暖化のせい、今までにない異常気象による豪雨災害が起きています。

比較的災害の少ない訓子府町ですが、このたびの大雨による被害は町内全域にわたり大きな被害が出ました。

収穫間近のジャガイモや玉ネギなど農産物の流失や道路の陥没・路肩崩壊などを見て自然の破壊力に恐怖を感じました。

洪水ハザードマップが作成されていますが、これからはこれらの見直しが必要になるのではないかと思います。

今回の雨ではマップにはない箇所いっすいの訓子府高校前の西訓川、酒谷川と西訓川が合流する東幸町の穂波団地の辺りは溢水・氾濫の危険があり周辺の住民が不安を感じて何度も川の様子を見にきていました。

もう少しあの雨が続けていたら洪水になっていたかもしれません。

1点目として、大雨の際、溢水・氾濫のおそれのある箇所は毎回ほとんど同じです。根本的な対策の考えはありませんか。

2点目、災害も地震や季節によって想定される風水害・暴風雪など状況は違いますが町の備えは進んでいますか。

3点目、避難勧告・避難指示・避難所の開設運営などのマニュアルができていますが、伝達方法・災害弱者対策などソフト面の整備は進んでいますか。

4点目、台風7号の風で町のシンボルであった榎の大木が倒れました。幸い道路側に倒れず、また、夜間で通行人・通行車両もなく大事に至りませんでした。街路樹や公園の樹木の管理は十分になされていますか。

以上、伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「防災・減災への取り組み」について、4点のお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

まず、1点目の「大雨の際、溢水・氾濫の恐れのある箇所は毎回ほとんど同じだが、根本的な対策の考えはないか」についてであります。近年は局地的な雨が多く、災害によって被災を受ける場所は多岐にわたっているのが現実であります。

しかしながら、全町的な大雨になりますと、例えば紅葉川や酒谷川、山林川など毎回のよう被害を受ける河川等もあることは、議員がご指摘のとおりであります。

根本的な対策としては、被害頻度を勘案し、山林川については大規模改修を計画しているところであり、山田議員の質問でも触れましたが酒谷川についても、根本的な対策ではありませんが、昨年度、改修工事を実施し、今回の被害を最小限に食い止めることができましたと認識しております。

予算の関係などもあり、根本的な対応については難しいと考えますが、順次、町単独事業での小規模河川の整備を進めるとともに、地域の協力のもと、日頃から適正な維持管理に努め、被害の軽減に努めていく考えですのでご理解を願います。

2点目に「想定される風水害、暴風雪などの災害が異なるが町の備えは進んでいるのか」というお尋ねがございました。

お尋ねのとおり災害は、降雨、地震、冬季における雪害など、さまざまなものがございます。

降雨災害への対応としましては、道路や河川の維持および補修、橋^{きょうりょう}梁点検補修、土のうなどの水防用資材の準備など。

冬季の雪害への対応としましては、除雪用機械の点検整備、スノーポール^{スノーポール}の設置、路面状況などのパトロール、町道路線の除雪などによる交通確保、消防と連携した透析患者などの通院経路の確保、毛布、発電機、暖房器具など冬季避難所用備蓄品の整備など。

地震への対応としましては、建築物、構造物、ライフライン施設などの耐震性確保、交通途絶時の代替道路の整備、食料や飲料水、災害用トイレなど避難所用備蓄品の整備など、さまざまな災害を想定し取り組んでおりますのでご理解を願います。

3点目に「避難情報の伝達方法・災害弱者対策などソフト面の整備」についてのお尋ねがございました。

避難情報の伝達方法としましては、サイレン広報車、テレビ、ラジオ、防災メールなどのインターネットを通じての情報伝達、また、町内会・実践会、消防機関などの協力を得て個別に周知するほか、職員によるパトロールの際に危険を察知した場合には、注意喚起も含めて個別に情報伝達を行うこととしております。

災害弱者、いわゆる高齢者、障がい者などの避難行動要支援者への対応としましては、要支援者の把握と名簿を作成し、これらの情報に基づき、町内会・実践会、民生委員児童委員、消防団、社会福祉協議会などの避難支援等関係者と協力し合いながら避難支援を行うこととしております。

4点目の「楡の大木が倒れたが、街路樹や公園の樹木の管理は十分なされているのか」についてのお尋ねですが、訓小ロータリーのハルニレについては、台風7号による強風で8月17日午後8時ごろ、木の間部から裂けるように、北側に折れました。幸いにもけが人など被害はなく、胸をなでおろしたところであります。

街路樹の管理については、毎年計画的に剪定作業を行っており、昨年度は末広線の針葉樹の剪定や中学校周辺の枝落としなどを実施しております。

公園樹木等については、定期的に樹木医の指導を受けており、過去には中央公園噴水周辺および小学校裏のヤチダモの伐採や枝払いを実施しています。

今後も樹木医の指導をいただきながら、街路樹や学校樹木、公園樹木の適正な管理に努めていく考えであります。

以上、ご質問のあった4点についてお答えをさせていただきましたので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 今お答えをいただきましたが、何点か再質問させていただきます。

8月17日から22日にかけての台風被害については、今までに行政報告や西森議員、

工藤議員などの一般質問の中にもありましたので、内容が重複しない方向で行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

今回、西訓川が訓子府高校の橋のところで、ほとんど橋に水がついて、もう少し時間が、あの雨が続いたら脇の方から住宅街の方に流れ込むような、そういう勢いでした。それであそこの状況を見てみましたら、橋からは上は籠ですか、高校生の転落防止のために籠というか網が張ってありまして、今回そこにゴミも詰まって、より一層水かさが上がったのかなということもあります。また酒谷川は昨年一部川をさらっていただいて、そのお陰で今回T字路の辺りも越水しないで済んだという近所の方のお話もありましたが、訓高のところから酒谷川が合流するあの辺りは一切手がつけられていなくて、今回の大雨でも一部高校の近くで畑の方に水が上がっているところもありました。それを含めて西訓川、それと酒谷川、同時に進めていかなければいけないと思うのですが、今まで酒谷川の改修をして、それが今回どの程度役に立ったのか。それとどの部分がブロックが落ちたり、えぐられたりしていますが、その辺、今までやった効果と、それと問題点などありましたらお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 酒谷川につきましては、今、議員がおっしゃられたとおりの川の底ざらいですとか、それで流れをよくするですとか、あと毎年1本ずつ河川改修、小規模な河川改修をやっていて、たまたま去年、東幸町の部分で積ブロックの布設替えなんかをやりましたので、そこら辺の効果は確かにあったと思います。もし去年の工事がなかったら今年どうなっていたのかなという、ただ具体的に今年あふれていたかどうかというのはまた別にしまして、そういったことが効果があったのかなというふうに思っています。ただ、いずれにしても底ざらいにしても、こう毎回毎回、毎月毎月やるとかということにはなりませんので、そこら辺はこれまで以上にやはり定期的な西訓川も含めてケアをしていかなければならないのかなというふうに思っています。さらに加えて、昨日、山田議員の質問の中で答えさせていただきましたけれども、今回の災害の改修に合わせて、ある程度越水の対応ができるような工法を含めて今後実施していきたいというふうに考えています。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 今まではもう酒谷川、あそこのT字路が一番心配で、私たちも雨が降るたびにあそこ、それと訓高のところも実は私たちの近くでは、あそこの2か所が雨が降ったら大丈夫かって近所の方がまず見に行くところです。それで今回あの雨の量で訓高の橋の辺りがえぐられて、もうちょっとで住宅街に入ってくるという、そこまでいってしまし、一部畑の方に越水しておりましたので、その対策をきちんとしていただきたいなと思います。それで今回酒谷川関係で、追加補正も出ていますが、ちょっとその内容にまだ目を通して詳しいことを把握していないんですが、それに加えてぜひ西訓川の訓高の辺りから、それから酒谷川、あそこも何とかしていただきたいな。雨が引いた後見ましたら川底に草がありますし、まだこれから雨が、どんな台風が来るかもしれませんので、合わせて改修なり、手立てを打ってほしいと思います。町長いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 酒谷川につきましては、今回、後でご議論いただくとはいま

すけれども、追加補正と補正の関係で2か所、昨日説明したとおり西訓川との合流点、あと穂波の畑の部分をやります。それによってある程度流れがスムーズになるということで、その上流部分についてもある程度緩和されるのかなというふうには考えています。それとあとは先ほどから言っていますとおり定期的に土砂上げするですとか、そういったような対応も含めて越水防止といいますか、そういったことに努めていく考えであります。言い換えればあれほどの雨が降った中でもあふれなかったということですので、少しはちょっとほっとしている部分もあるんです。でもそれはそれとして今後これから大雨とかが起こるということもありますので、そういった定期的な維持管理には努めていきたいと思っています。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 西訓川の高校から上手なんですけど、ネットが掛かっていますけど、ああいうこと、あそこにネットにゴミが掛かったりして水の流れが悪くなっているようなところも見受けられますが、ああいう場所については、町として手を打てるんですか。道立の学校の中なんですけど、その辺はいいような方法でなんとかならないのかお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 今まではあまりネットの部分のことはあまり気にしたことがなかったというか、あれしなかったんで、今後高校ともちょっと話をしてみたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 今回の災害で北栄、駒里地域、福野地域の道路の崩壊や道路の陥没、そういう場所を見て、こんなところがなぜと素人目には感じました。洪水ハザードマップを見ましたら、ある程度浸水の想定はされていましたが、洪水防止上の対策はどのようにされておりましてか。

また今回例えば駒里で道路の崩壊がかなり進んでいきましたが、あのとき例えば見回りして、夜間でしたら、見回りした人がはまるとか、そういう危険やなにかも考えられたと思うんです。それで安全確認の方法を、担当者がしきりに回っていますが、それは一人で回っているのか複数で回っているのか、その辺の職員の安全も確保しながら道路の状況を見る、その辺のことはどのようになされておりましてか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 警報等が発令されましたら、まず役場職員によりまず初動パトロール隊というのを組みまして町内の道路、河川等を巡回しております。パトロール隊につきましては4班編成で、複数で、1班当たり3、4名の班編成で回ることとしております。また今ご質問がございましたけども、そういった道路の陥没ですとか、あるいは土砂の流入などで通行に障害があるというような場所につきましてはバリケード等も持参しておりますので、バリケード等で通行を禁止にするだとか、そういった対応をしております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 今回幸いに人的被害はなくてよかったんですが、十勝の方で見回りに行った車両が川に転落して亡くなったりとかいろいろなことがありますので、その辺

はやはり十分気を付けながらやっていただきたいと思います。

今回訓子府川流域で言いましたら立木が川にかなり茂っていて、それも氾濫の要因になったというお話もあります。その中でなかなか流域の河川の整理というのですか、難しいかなとは思いますが、例えば昔あったように冬期間休農土木事業といったらおかしいのかな、例えば地域の方にああいう河川、愛護組合だとか、そういう方たちをお願いして川に生えている木を伐採して流域面積を増やすとか、そういうような考えはありませんか。河川維持報奨金なども、そういうことでお願いして河川の管理にご協力いただくということもあるのではないかと思います、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 今回については、やはり被害が大きかったところというのは訓子府川流域がやはりひどかったんですね、それについては、全て訓子府川にさきり込む水が訓子府川が増水したことによって流れ込めずに逆流するとかって、そういったような被害で畑ですとか道路ですとかというのがかなり被害を受けたということです。それでやはり流木については特に大きな河川が非常に多い、確かに訓子府川についてはかなりの流木がありました。これについては、北海道が管理ですので、北海道に対して町長含めて地域の方も代表して北海道をお願いに行った経過もあります。これについては北海道の方でも一部今年度立木処理ですとか、流木処理はもちろんなんですけども、立木処理とかも実施するというような約束をいただいたというところでもあります。

あと小河川につきましては必要に応じてそういった愛護組合なんかも使って実施はしていますけれども、そこまで今やる、小河川ですよ、町の管理の河川については、まだそこまでの立木の処理までは必要ないのかなというふうには認識しています。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 訓子府には残念ながらアメダスが表示されておきませんが、置戸町境野がこの近辺で一番近いアメダスのいろいろな情報をとれるところで、それを見ましたら8月20日の1日で114.5mm、それだけ雨が降ったんですね。7月ひと月で111.5mmですが、7月ひと月分の雨が8月20日の1日で降ったということで、8月の月間雨量が414mm、年間雨量が600mm、700mmというこの地方で、ひと月で414mm、それだけ今回の雨の降り方は異常だったと考えられますが、これから、以前猛吹雪があって3日間の吹雪、あのとき100年に一度の大雪ということが言われましたが、その後、毎年のように100年に一度規模の大雪がきます。今回も、昨年はありませんでしたが、平成26年度も同様な雨がありました。この先どのような天候不順でどのような災害が起きるかどうかわからないところがあると思いますが、災害に備えた備品について、備えについて伺います。今、防災倉庫が建設中で、これから備品なども備えられると思いますが、平成23年に東日本大震災があって、本町の防災計画について、その時に私は伺いました。その際、緊急物資などの備蓄ガイドラインを定めて計画的に整備を進めているとのことでも私も安心しておりました。そのとき1㎡の大型土のうも400枚購入したとありました。あのとき土のうを400枚購入したということが今回素早い対応、大型土のうを積んで復旧なり対応ができたということで、これは本当によかったなと今、胸をなで下ろしております。また備蓄ガイドラインでは27年までに計画的に進めていたようですが、これからのことについて、どのようなかたちで進めていきます

か。またこれから今まで想定されないような事例が出てくると思います。今回の水害もそうだと思いますが、例えばボートだとか投光器だとか、これまで考えられないような災害に備える備品なりも考えていかなければいけないと思うんですが、その辺どのようなかたちで進んでおりますか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今、備蓄品の関係でご質問がございましたけれども、23年の大震災を踏まえて備蓄ガイドラインにつきましては27年度までということで計画的に整備してきたところです。本年度も27年度まで整備した部分で既に例えば訓練等でアルファ米等も使用しますので、それらの補充ですとか、そういったことで28年度は整備することとしています。またこのあと27年度で一応一区切りついたかたちになっていますので、今後また3年になるか5年になるかあれですけれども、そういった計画的に備蓄については管理、整備の方は補充等を進めていきたいというふうに思っております。

それからただいまお話にありました想定外の気象が発生するというような中でボート、それから投光器というお話もございました。防災担当の方では、ただいま申し上げましたボートですか、そういったことも一部話題に上っておりますので、今後そういったことも含めまして、本当に必要な資材なり装備なりを検討してまいりたいと思います。それから投光器につきましては備蓄ガイドラインの中で整備するというので整備しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 備えあれば憂いなしで、今回大型土のうが400あって素早い対応ができたというのは本当によかったと思い、担当者が先見の明があって、それに備えていたということに感謝いたします。今後も想定される事態に備えてきちんと備えをしていただくようお願いいたします。

次に、避難勧告、今回は避難勧告は出ませんでした。避難勧告、避難指示、避難所開設などはマニュアルがありまして、それにのっとって行われると思うんですが、今回、避難所も地震のとき、それと水害のとき、それぞれ避難場所がちょっと変わったりすると思いますが、例えば駅ですね、旧駅舎、以前に私は質問の中であそこも避難所にならないのか、例えば今回みたいに水が出た場合は、あそこがいい避難所になると思いますし、あそこを避難所に組み入れることはできないのかと伺いました。そのときは検討するというようなお話でしたが、それは今どのようになっておりますか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいまご質問がございました避難所の指定の関係でございますけれども、駅、農業交流センターにつきましては、現在指定避難所の方に組み入れさせていただいております。それから災害によりまして水害ですとか、それから地震による避難所については、それぞれ災害種別の避難所というようなことで、まだ公にはしてございませんけれども、そういったかたちで災害種別の避難所につきましても設定させていただいております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 今回特に自分の身近に一人暮らしの高齢者世帯などがありましたので勝手な判断で、あそこ、西訓川、高校前の川がたとえあふれたとしてもせいぜい床下

ぐらいだからへたに出ないで家で2階に避難したりした方がいいかもしれないから、あまり外に出ないで様子を見てくださいという、これはちょっと自分の判断で近所を回ったりしたんですけど、やはり町内会なりが、そのとき町内会の役員さんもいて、手分けして高齢者宅を回ったりしたんですけど、町の職員が一人暮らしの人、または高齢者宅をとというのは全町的な災害の場合はもうとても手が回らないと思います。それで災害弱者といわれている方には、やはり隣近所で支え合っていかなければ、それを町の方をお願いするというのはとてもできないのではないかなと思いますので、たまたま前回そういうことで何人かで近所を回ってはおりますが、やはりそのような、町ができることと、それから自分たちの、よく町長が自助、共助、公助と言いますが、それはここまでは町内の方でやってください、近所でやってくださいとか、やはりその辺もきちんと整備されていかなければいけないのかなと思います。今、東幸町でこれから防災の訓練もありますから、町内的にはそういう方向でいろんなことを進めていけるとは思います、やはり全町的な災害になるとその辺の整備もきちんとする必要があるかなと思いますがどうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 非常に建設的な具体的な提案をいただいております。私自身は今回の三つ重なってきた台風は日本周辺での台風が起きてくるという点ではちょっと異常だと言いつつも、かなりひどい状況が北海道にはもたらされた。これは本音を言いますとうちの町はラッキーだったと思っています。これがもし十勝川や札内川やいろんなことが出ているような南富良野町や清水町、新得町のような状況が起きたときには、未恐ろしいと言った方が本音ではないかと思えます。

一つ一つ本当は丁寧に答えていかなければならないんですけども、まず訓子府川の流木や、あるいは立木ですね、それから川底の土がたまっていることについては、これは管理が土木現業所といたしましよか北海道ですから、前にも申し上げましたように、地域の駒里とそれから弥生と福野の代表と一緒に北海道に出かけてきましたし、そして強く要請をしました。立木の間引き、底ざらい、底内堆積土砂の除去、樋門の新設、それから31号線の西原川、中央橋の上、それから底内排水等の要請を強く札幌でも行ってきたところでございますので、これはある意味で人災だと私は申し上げておりますけれども、これ訓子府川だけではなくて、ポンケトナイ川とかですね、川南の方も道河川については同じような現象があると。開盛地区の人やなんかも含めて大変なご苦勞をされているということも含めて切実に写真も提示しながらお話をさせていただきましたので、そのときに弥生の実践会から昔はそういう立木を切るのも地域が一緒になってやったんだと。今回のこういう状況からしてみたら、やはりやっていかなければならないと思うという発言もいただきました。私は先ほど酒谷川と西訓川の行政でなし得ることの限界といたしましよか、あれ以上もれないとかですね、大幅改修ができないという地形的な問題があつて、昨日山田議員の質問にも答弁させていただき、可能な限り努力させていただくと。しかし、泥さらいも日常的にできるかと言ったら私は限界があるという気がします。行政のやれることで。昨日も夜間町長室で清住の方たちが来られて豊坂川と清住川の合流地点部分の越水の話をしていきました。これは行政でなし得ることというのはこういうことだということも含めて、地域の河川愛護組合や皆さん方が、あるいは東幸町、西幸町地区であれば、川の泥さらいも含めて、地域の住民の方にやはり協力いただける体制というのはつくっていかなく

ればならないのではないかと見ておりましたと思います。ですからこれらについては前回の三つの台風の時にも町内会・実践会長にも連絡をして災害弱者やあるいは地域の見回り体制についても協力願いたいという話を町民課長の方から連絡をさせていただきましたけれども、これはある意味では、たまたま今回というよりも、これからあり得ることですから、全ての町内会長、それから実践会長に行政との連携もさることながら地域防災、自主的な防災的なことをどうやってやはり活動の中に発展させていくかということ連携しながらやっていかなければならないだろうというふうに思っています。これは日常的な作業と、それから隣近所の声かけや状況を含めてやっていかなければならないのではないだろうかということが一つ考えるところであります。

さらにまた、不幸にして8月17日、開発と自衛隊と警察と市町村長が常呂川を中心にした防災をどうするかという会議を開く予定でありました。残念ながら今回の災害でそれが延期になっておりますけれども、あらためて今河川事務所も含めて常呂川の危険水域の見直しを今始めています。ですからハザードマップが既にもう去年の鬼怒川、駒井川、茨城の氾濫からこれではもう対応できないということ、しかも築堤、堤防が非常に危険があると。それから訓子府で言いますと穂波から下流の部分では、まだまだ危険な状況があるということもあって、見直しとマップの作り直しと各連携が必要だということを確認し合って、これからさらに詰めていかなければならない段階にきていますので、さらに私たちはこれらの関係機関と役割分担と日常的な連携をどうするかということも含めてやっていかなければならないと思います。

それから避難所です。避難勧告です。置戸町と北見市が避難勧告を出しましたけどうちの町は出しませんでした。これはもう私自身があそこの常呂川の小学校のところに危険水域という表示というかスケールがあるんですね。うちの町は危険水域の公式の場所というのはないですよ。これはだから置戸町と北見市の両方を参考にしながらということで、基本的にはあそこの小学校のところに危険水域って河岸の段丘の中間のところに越水したときに、越水して上がったときに避難勧告を出さなければいけないということで、本部というよりも、役場に詰めていた課長たちとそういう確認をさせていただいているんですけど、これはあらためて、今開発はてんやわんやしておりますので、うちの町にも危険水域についての測るところ、きちんと指示できるようなところを設定すべきだという要請をしていきたいと。それから今回もですから訓子府町がなぜ避難勧告を出さないのかどうかということもありましたけれども、私どもはここまでなら大丈夫だという判断の中でやっています。上流と下流とのまた違いがありますので、こういったこともやはり整備していかなければならないと思いました。そしてもし常呂川の堤防が越水、あるいは堤防が決壊という状況が起きたら、おそらく市街地区総なめでいくでしょう。そうしたときに、今までの避難場所では通じないのではないかと不安感を私自身も持っています。公民館に来てもらったって、2階しか駄目だとか、小学校でも2階でないと駄目だとか、スポーツセンターも今、地震のあれですから避難所から外しましたけれども、そうすると全員高台に逃げるのかという話も含めて、避難勧告は出した、避難指示をする、そうするとどこに避難して逃げるのかということも含めたことをあらためてもう一回平常時だからこそですね、あらためて見直しをしていかなければ、根本的な見直しを含めて私ども行政で体制を強化していかなければならないというふうに思っています。今までも最大限の努力を職員を中

心にしながらやってまいりましたけども、これらも含めて総体的な総合的な今回のような状況にどう備えていくのかということを感じながら状況をまとめていかなければならないと思っていますので、一つ一つ注意されると、いろいろなことがまだまだ不十分なところがありますけれども、できるだけ確かなものに向けて努力してまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 今回他の町から比べたらまだ大事に至らなかったという部分もあります。今だからこそ、これから起き得る事態に備えて今いろいろな取り組みをあらためて再構築するいい時期だったのかなと思います。

風で倒れた榎のお話をさせていただきます。樹齢250年ということで、あの日アメダスでいいますと22.3mの南風、また東風があったということで、幸いなことに夜だったし、道路側に倒れなかったということで大事には至らなかったのは本当に不幸中の幸いだったと思います。今、見ましたら、街路樹なにかも電線、電話線にかなり引っ掛かっているところもありますし、そういうのは風が吹くと電話線、電線が切れたりするようなこともあると思いますので、その辺の管理、町の管理とNTTの管理とかいろいろ分かれているのかもしれませんが、やはりその辺の適切な管理をお互いに話しながら進めていく。そして事故のないように気を付けていくということをどのように進められるのか。ちょっと現状とそれから対策を伺います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 街路樹については建設課の担当ということなんですけど、これについては平成22年以降も保養センター線ですとか末広線、あけぼの団地内なんかを定期的実施しています。さらにあと中央公園などを含めた、あと小学校の敷地内ですとか、そういったものも含めまして平成10年から12年まで大がかりに樹木医に診断していただいた経過もあります。そのあと12年までにかけて木を伐採していく、あるいは治療していくというようなことをやっています。さらにそれ以降も、21年以降も教育委員会とも協力しながら連携して定期的に樹木医に診ていただいて必要な箇所については伐採するなり、治療するなりする対応をしています。これからも協力してやっていきたいというふうに考えております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 街路樹、学校の碑など、子どもたちがよく通る場所ですので、子どもたちへ風が吹いたときはそっちには行かないとか、そういうような安全教育も子どもたちをお願いしたいなと思います。これは答えはいいません。

思ったよりちょっと時間をくってしまいましたので、防災・減災への取り組みは今までお答えいただいたことを町民の方がより安心して暮らせるように進めていっていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

芸術文化振興の考え方について、教育長、町長に伺います。

私はこの件について6月の定例会でも一般質問していますが、7月19日の臨時議会で採決され、5対4で可決されております。その後、多くの方からさまざまな声が寄せられていますので、あえて伺います。

本町出身の彫刻家の作品が移設され、それを機会に本町の芸術文化の振興を図るとの活動方針が策定されました。

1点目、この活動方針の策定にあたって社会教育委員や文化団体などの声を聞いていますか。

2点目、今回、本町出身者の作品ということで彫刻が移設されましたが、今後、本町出身者から絵画、彫刻などの作品の展示、購入の依頼があった場合、どのように考えますか。

3点目、町として、これからの芸術文化振興の方向性をどのように考えていますか。大学側に全てお任せするのですか。

以上、伺います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「芸術文化振興の考え方」について3点のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

本町の文化芸術の振興につきましては、文化連盟加盟団体をはじめとした多くの個人・団体やさまざまな社会教育事業の展開を図り、町民の心と生活に活気と潤いを与えているところですが、今回の水本修二氏の彫刻作品「関係空間」の移設をきっかけに、また、開基120年および現在策定中の第6次訓子府町総合計画を契機に、あらためて本町の文化芸術振興の方向性を考える「次代へつなぐ訓子府町文化芸術活動方針」を策定したところでもあります。

町民の文化芸術に対するニーズの多様化により、町民自らによる創作活動や発表の場と、広く文化芸術に触れる機会と質の高い鑑賞機会、さらには、町民の貴重な財産である文化財を活用した学習機会の提供と次代への継承など、さまざまな要求に対応するため、今後も町民と共に文化芸術活動に取り組み、文化芸術が一部の愛好家だけのものではなく、広くまちづくりへとつながるような総合的な事業展開を図る必要性を感じております。

まず、1点目の「訓子府町文化芸術活動方針策定にあたって社会教育委員や文化団体などの声をきいていますか」のお尋ねでございます。

今回の訓子府町文化芸術活動方針は、社会教育活動の方向性を明確にするために、平成27年度に策定いたしました「訓子府町社会教育中期計画」に基づき、文化芸術分野についてより具体的に示したものであります。

文化芸術活動方針につきましては、生涯学習情報紙「まなベル」において今月号から数回にわたり町民に周知を図っているところでありますが、今後開催される文化連盟や社会教育委員などの関係機関、団体の会議で説明を行いながら、多くの町民からご意見を伺い、文化芸術活動のさらなる充実を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。

次に、2点目の「今後、本町出身者からの絵画、彫刻などの作品の展示、購入などの依頼があった場合はどのように考えますか」のお尋ねでございます。

文化芸術分野で活躍されている本町出身者につきましては、詳細は把握しておりませんが、今までにも本町出身者やゆかりのある方々の絵画や書などの美術作品の購入や寄贈、音楽分野で活躍されている方の発表会、さまざまな分野で活躍されている方の講演会など、数多くの文化芸術の催しが開催されてきました。

今後におきましても、本町出身者やゆかりのある方々の作品展示や発表機会を作ってまいりたいと考えております。さらに、多くの意見をお聞きしながら可能な限り作品の購入

や寄贈など町民の知の財産として受け入れたいと考えております。

次に、3点目の「これからの芸術文化振興の方向性」についてのお尋ねでございます。

冒頭でも若干触れましたが「次代へつなぐ訓子府町文化芸術活動方針」につきましては、開基120年を迎えた今、あらためて本町の文化芸術振興の方向性について策定したものです。文化芸術活動が歴史・生活・文化の「過去」「現在」「未来」をつなげ、郷土を形成していくという基本方針を策定したところです。

この取り組みの一つとして、多彩な文化芸術活動に触れる機会の提供と人材育成として「パブリックアートによるまちづくり」を今後展開していくこととし、今回の水本氏の作品移設で武蔵野美術大学との関係を築くことができましたので、今後、大学と連携を図りながら本町の文化芸術の振興に努めてまいりたいと考えております。

質問の後段の「大学側に全てお任せするのか」のお尋ねでございますが、文化芸術活動方針に基づく事業展開を図っていく中で一つの事業として、武蔵野美術大学産官学プロジェクトの活用を行い、連携を図っていくということであり、全て大学側に任せるのではなく、文化団体や関係機関などと町民の皆さんにも企画段階から参画をいただき、本町と町民のニーズに合った事業展開を図っていきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） ちょっと時間がないので一番気になっている点だけちょっとお伺いいたします。

7月19日の臨時議会では今年度の作品の移設に890万円、講演会に30万円、これの計920万円に対する案件を可決しました。ただそのときも今後のことについて、来年度以降のことに触れてはいていませんでしたが、今回、先日の余湖議員の質問の中でも今後の見通し、金銭的、金額的なことについて明示されておられません。これが一番気掛かりな点です。やはり最初に示された260万円を武蔵野美術大学の生徒たちの作品を移設したりするというような計画がありましたが、今、具体的にこれから武蔵野美術大学に限った支援のあり方、またできる作品を具体的に、この先生は彫刻学科ですから、彫刻学科との連携ということですが、それも彫刻もいろいろな石造、大理石、木工、いろいろなものがありますが、その辺をどう進めていくのかというところが一番ちょっと気になるところです。このお話があつてからいろいろな方から武蔵野美術大学の生徒に支援するということがどうなのか、訓子府でもやはり進学したくてもできない方もいますし、そういう方たちを支援するならわかるがというようなお話もありました。それで今後の展開もやはり作品を移転して、それから展開するということですが、その辺一番気になるのですが、武蔵野美大とはこれを契機に産官学共同、ある程度の協定なり覚書きなりはもう交わしているのでしょうか。

それともう1点、水本作品について、興味深い案内がありましたので、それは作品展がたくさんある中で東京の神田のときわ画廊での展示会について触れておりますが、これについてご存じですか。

以上、伺います。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、河端議員の方から2点のお尋ねがありました。

まず前段に大学との連携のことにつきまして、前回の議会での説明にもありますが、ちょっと繰り返しになりますが、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。まず武蔵野美術大学との連携につきまして、ワークショップということで学生なり先生に来ていただいて、本町の題材を使ったりとか本町に合ったようなものをですね、美術教育の一環として実施していくというのが1点です。もう一つ後段2点目につきましては、学生を支援する、ここは支援ということになるとと思いますが、大学側に推薦をいただいた学生さんなりの作品を本町に設置をしたり、展示をしたりということを考えているということで2点目です。それからあと従来からある美術作品を維持、保存するために大学側からもいろいろとご指導をいただきながら進めていくという、大きくはこの三つだと思います。金額につきましては余湖議員の質問にも答えさせていただいておりますが、大学側とこちら側の要望も含めながらですね、検討段階でございますので、新たな金額につきましては、しかるべきときにお示しをさせていただきたいと思います。

それから、ときわ画廊のことについてというお尋ねがございました。ホームページ上で出ていたということですが、この点につきましては承知はしておりますということです。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 若干補足的な説明も含めてお話ししたいと。今、産官学プロジェクトの内容については課長が言ったとおりなんですけど、私どもは学生の支援としながら、その芸術作品を活用しながら本町の文化芸術振興に役立てたいというのが気持ちでございます。それと武蔵野美術大学の産官学プロジェクトの協定につきましては、今後、今詰めている段階ですので、それらのことを含めて内容が詰まった段階で協定を結ぶということになるとと思いますので、その辺もご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 時間45秒です。

河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） やはりこの件については、さまざまな考え方があって、私のところにもさまざまな方からさまざまなご意見を寄せていただいております。その中でやはり今私がちょっと疑問に思ったことを伺いました。これは既に進んでいることですし、後戻りということではないので、やはり町民の理解を得るようなかたちで進めてほしいと思います。

○議長（上原豊茂君） 回答は時間がないので、これで終わります。

○3番（河端芳恵君） これで一般質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

ここで午前10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第55号、議案第57号

○議長（上原豊茂君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第55号、議案第57号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第55号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。2点だけお願いいたします。

10ページ、農林水産業費の農業費、農業交流センター費の中の修繕料ということで、外の水道の撤去だという話ですけれども、これ撤去、経年劣化とかで使えない状態になって放置されているので撤去をするということですが、撤去することによって今後の使用に対して支障はないのでしょうか。今まであまり使われていないということで撤去で済ますということになったのか。そこら辺の事情をお知らせください。

もう一つ、11ページ、社会教育総務費の中の青年団体の全国大会の派遣ということで、すけれども、これは結構毎年、優秀な成績の中で全国に行くというのが恒例というかそういうふうになっているので、本当に頑張っているんだという気持ちはわかるんですが、現実として、これは管内があって全道があってということだと思えますけれども、この規模といいますか、参加の現状というのはどれぐらいの規模の中でやっているのか、その状態をお知らせください。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、10ページの農業費の農業交流センター修繕料の関係でのご質問でございますが、この修繕につきましては議員が今おっしゃったとおり外の水飲み場の部分ですね、経年劣化も含めた中で、昨年、そういう昨年の雪害、凍結、それによってコンクリートにひびが入ってしまして、そこに水が入って凍結して剥離したという部分はかなり広がってございまして、それを補修するか撤去するかということで検討した結果、撤去することになりましたけれども、今後の使用につきましてはですね、交流センターの中にも給湯室等がございまして、水を飲んだり手を洗ったりとか、そういう部分ということも使えますので、あと管理している商工会等にも確認した結果ですね、ほとんど今そこで水を飲んだり、手を洗ったりという方がいないと。少ないということもありまして、今回撤去をして、撤去後はインターブロック等はきちんとまた元のよう再生して支障がないように、通行ですとか、つまずいたりとか、そういうことがないようにきちんと補修をするということでの予算計上でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、余湖議員から質問がありました全国青年大会の出場に関して、全道大会での出場件数ということでございますが、合唱の部門につきまし

では2団体でございます。舞台パフォーマンスにつきましても2団体、それから、のど自慢については4団体ということでございます。このどの部門につきましても合唱、舞台パフォーマンスに関しては最優秀賞ということで第1位でございます。この最優秀賞、次点は優秀賞でございますが、この点につきましては、全道規模の大会では大変審査基準が厳しく、過去に出場しても最優秀該当なしというケースが多々ございます。その中で合唱につきましましては、例年優勝していたところに勝つての最優秀ということでございます。出場団体数につきましては大変少なく、全道的に青年団が減少している中でございますが審査員の評価も高くということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。2回目を使います。まず交流センターの水道のことですけれども、こめんなさいね、私、現状を知らないんですけれども、表玄関、裏玄関、裏玄関の方のことかなと思う。どうなんですか。表玄関、裏玄関、これ1回になっちゃうんでちょっと待ってください。なぜそこにその水道がついているのかということの理由なんですけれども、それまさか外の玄関のところで手を洗うわけではないと思うんですけれども、きっとあのセンターに関しては、そういう衛生的な面もあるので、外で靴を洗ってほしいとか、そういうようなことが先にきているんじゃないか、それと外に水をまくとか、そういうことじゃないのかなと思うんで、手を洗ったり顔を洗ったりは中でののはわかるんですけども、きっと外の入り口につけていることの意味というのはあったんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の判断は再度お聞きしますけどどうなのかなということなんです。

それともう一つ、今、私が聞いたのは、社会教育の青年団体のことなんですけれども、優秀賞とか、それは規約に沿った順位に入ったのでそこに出るんでしょうけれども、そうじゃなくて管内ではどれぐらいの団体が参加していて、かつ全道ではどれぐらいの参加があったの出場なのかという数を聞きたかったんです。よろしくをお願いします。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 今回撤去いたします水飲み場の関係については、表玄関の電話ボックスとそれから郵便ポストがあるんですけれども、正面入ってちょうど右側のところ、そのところにある水飲み場でございます。当初建設のときに、交流センター建設のときに、駅舎建設のときにつくった部分なんですけれども、基本的にあそこに来た方が喉が渴いたら水を飲むという、ちょっとしたこういうひねる部分がありまして、そういう部分での活用ということでした経過があると思うんですが、実際には先ほど言ったように、当時はいたのかもしれないけど、今はもうほとんどそこで水を飲んだりという方がいないということで、本当の水飲み場という部分での役割を果たしていた部分になるかと思っております。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 管内大会の参加団体数ということでよろしいですか、それとも管内の青年団数。

○6番（余湖龍三君） そうですね、それと全道の青年団数。

○社会教育課長（高橋 治君） 管内には現在6団体でございます。それから全道では14

団体でございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 9番、堤です。まず7ページのですね、第19款、諸収入、第5項、雑入の方で入ってきている分のやつ、いきいきふるさと推進事業助成金、この部分でいっこく堂スーパーライブという説明があったように思ったので、その部分の確認とですね、その100万円に対しては120年の記念の収益事業収入という捉え方でよかったのかな。これだけ実際にどれぐらいあったのかなというものの興味、決算で調べればわかることなんですけど、とりあえずちょっとそれがどういうものであり、どの程度あったのかなという部分でちょっと確認とお聞きしたいと思います。

それから10ページの第7款、商工費、第2項の商工業振興費、これもお聞きしたい部分だけですので、店舗出店等支援事業ですか、補助金ですけれども、新たな2件ということで、この場所といいますか、それと業種的にどういうところがということだけ確認でお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと3点目で11ページに第8款の土木費、第4項、河川費というかたちで出ている工事請負費1、200万円に対してなんですけれども、これに関しては、このあと災害関係でも絡んでくることの部分もあるかと思うんですけれども、この山林川、酒谷川、これ基本的には一般財源から自己負担というかたちでやられると思いますけれども、それでこのもののちょっと管理費、いろいろ等はあるかと思うんで、1、200万円というのも酒谷川と山林川の落差口6か所、接続口、単価的にといいますかね、こういうものというのはどの程度どういうふうにかけるのかというのをちょっとお示しいただきたいと。単価といいますか、単価ではちょっと管理費、いろいろ等まで出ていないかもしれないですけど、パーセンテージでも結構ですので、これに対して、酒谷川、山林川、どういうことをするのにどの程度かけていくんだということをちょっとお聞かせいただきたいと。それに合わせて、ここの場合、委託料という、要は設計とかそういうの出てません。ということは基本的にこれは内部の設計管理なのかなというふうな解釈でいいのかどうかということで、このものの発注にあたってどういうふうになされているのかなという確認をしたい。合わせて落差口の部分では、北栄の紅葉川という部分で事前に説明、ここのものの成果をみてということでお聞きしていますけども、今回、被災の部分は法面^{のりめん}だというもので直接は紅葉川等での状況出てないのかもしれないんですけれども、落差口の改修にあたってという部分で成果的というか、改修した意味合いといいますか、効果が上がっているという検証はなされているかどうかという点でちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 7ページ目の歳入の19款、5項、5目、雑入のいきいきふるさと推進事業助成金の歳入の件につきましてですが、いっこく堂のスーパーライブといたしまして、開基120年記念事業で鑑賞事業として行いました、いっこく堂スーパーライブに特財として充てさせていただいているものでございます。細かい収入、決算につきましては、今ちょっと数字を持ち合わせておりませんが、大まかな数字でいきますと、60万円ほどのチケットの収入がでございます。町の方からの実行委員会交付金ということ

で約300万円ほどいただいております。その300万円に対しての、このいきいきふるさと推進事業、北海道市町村振興協会からの補助金の特別の財源ということでございます。以上です。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 2点目の店舗出店の関係、2件の内容でございますけれども、まず1件目につきましては、若葉町にですね、カスタムワークショッププロジェクトというお店を開業したいという申請がございます。内容につきましては、自動車、バイク、自転車、アウトドア商品の販売、修理、それから関連商品の販売ということで、申請内容を見ますと自動車、バイク等については中古の販売というようなことでございます。また自転車、それからアウトドア商品の販売については新品ですとか、あとは修理とか、その他部品の販売等を行いたいということでの出店計画が1店、この方につきましては自宅横で事務所、それから作業所等を建設して行いたいと。図面を見ますとですね、今、自宅に車庫がございまして、それに続けて作業所ですとか事務所を新築したいというような計画でございます。

それから、2店目につきましては、サロンゆうということで、大町の旧小沢商店さん、ここをお借りして中を改修して出店したいという計画でございます。営業内容につきましては、サロンということですので高齢者が集まる場所の提供、それから各種サークル活動ですとか、打ち合わせする方々の場所の提供、それとですね、幼児の預かりということで、お母さん方が買い物ですとか、何か用事があるときに短時間だとは思いますが、一時的に幼児を預かるなどしてお母さん方への手助けのサービスを提供したいというような内容での申請でございます。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 11ページ、土木費の河川費の関係でございますけれども、これについては二つの川の工事ということで、まず先に積算については、うちの職員が実施している。これについては道の積算規則がありますので、それに基づいていろいろな部掛かりですとかいろいろ掛け算するなりなんなりということで積算されるというようなシステムになっています。それで大まかに言いますと、一つは山林川の部分については、落差口自体の工事と、それと落差口以降の下流部の工事、この2か所になっています。それで落差口については、以前に説明したこともございますけれども、直角になっている部分を斜めにして当たりが弱くなるようにする。これについては大体1か所30万円程度かかるというかたちになります。それとあと落差口部分について連結ブロック、テールが連結ブロックだったのをコンクリート打設しまして、さらに断面が今、大型土のうで入れているんですけど、それがどうしても整備時と比較して断面を阻害しているという部分がありますので、それを撤去して断面が阻害しない程度、現況、整備時の断面になるように確保するようなかたちの設計を施工すると。これについて1か所70万円程度、それが6か所、それで合わせて100万円になりますから6か所で600万円、あと酒谷川につきましては、いわゆる西訓川との合流地点の以降15mほど今はもう増水して見えませんが、川底がもうめっちゃくちゃな状態になっているということです。これについては、それをコンクリート打設をします。そしてこれについては加えて災害箇所が近いものですから、西訓川とのぶつかりの部分の布団籠^{ふとんかご}についても合わせて実施したいなというふうには思っ

います。それでこれについては400万円程度かかるんですけども、やはり一番多いのはちょっと水を止めなければならないという部分があるものですから、水を止めて放水するという、そういったかたちにならかなりお金がかかるということで、ちょっと400万円というようなかたちになっていますけれども、そういったかたちになるということでご理解いただきたいと思います。それで効果については特に山林川の部分ですね、これについては紅葉川で同じような施工をした箇所が少なくとも数年は効果があつて、ある程度暴れないうで水が流れていたということもありまして、同じような施工をさせていただきたいということでございます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤三樹磨君） 今の説明でわかりました。では最後に土木費の方の今のお話、課長にご説明いただいたんですけども、基本的にこの山林川自体は大きくこの後で改修とか予定、国の予算ですから当てにもならないというのも正直だと思います。実際の効果をお聞きしたかった部分に関して、紅葉川はあれの、今もう、もう一回災害復旧という状況になっていますのでね、それと落差口、わかるんですけども、そういうことで抵抗というか、引っ掛かりを少なくしたり、土砂上げの手間を省いたりだとか、そういう効果も多分にあるとは思うんですけども、正直あまり実際に効果というか、どうなのかなと思つた部分でお聞きさせてもらいました。確認なんですけれども、もう一つ接続口ってありますよね、接続口1か所と、あれおそらく管渠の部分で合流させているんだと思うんですけども、あれに関してちょっと若干ご説明と状況を教えていただければなというふうに思いますけれども。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 失礼しました先ほど山林川の件で接続のことをちょっと説明していませんでした。接続口につきましては、18号の川では、実際の川ではないんですけども、18号に沿って畑の水ですとか、そういったものが流れてくるということで、それと山林川のぶち当たる部分、これについては当初は450の管で受けていたんですけども、これがだんだん上に越水してきたということもあります。これについては完全に断面、整備当時の断面を生かしながら下をコンクリート打設をして対応するということがあります。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 山林川の改修の関係を先ほどちょっと前段お話があつたので、それに関して私の方からちょっとご回答させていただきますけれども、山林川の改修については今、道営事業で進めておりまして、平成27年度から34年度までの計画で進めております。今回被災しまして改修する箇所につきましては最上流部ということで、山林川の改修の中でも一番上流側に位置するものですから、今後一応来年から下流から工事を今スタートしようということで調査、用地測量等を今行っているところなんですけども、最上流部分ということで年度的にいったら最終年に近い、33年か34年ぐらいに改修が進むという場所でございます、これからまだ5年、6年という期間がかかるということで、今回町の単独の中で被災されて、ひどい部分については改修をしたいということでございます。これにつきましては当然、地元の方からも強い要望もございまして、それまでの間、なんとかしのげるような対応をしていただきたいということでの要望でござい

ますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） すいません、私ちょっと先ほどのぶつかりの部分でちょっとこんがらがって説明していました。事業費の関係で申し訳ございません。先ほど言ったとおり落差口の部分では30万円、70万円で100万円の6か所で600万円、それと加えて先ほど言った西18号とのぶつかりの対応で400万円で、山林川で1千万円、酒谷川で200万円ということで、先ほど酒谷川で400万円とちょっと言いまして、申し訳ございません。訂正させてください。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 4番、山田です。8ページの住民活動費、広報広聴事業の関係でくらしの便利帳作成業務ということでございます。私案で何度かお願いしていたご長寿生活事典を参考、私の提言を参考にされたというご説明ありましたが、それに絡んで何点か伺いをしたいと思います。まず非常にスピード感があったなと思って、この点は評価、素晴らしいなと思いますけども、まず1点目は、委託料ということでの計上ですけども、これは作業の仕方と絡んでくると思いますけども、若手の職員グループで勉強を兼ねて編集作業にあたるという町長の説明が前段あったと思いますけども、作業の内容等、今どのような状態になっているのか。私は印刷製本費かなと思っていたんですけども、委託料になってきた、編集作業との絡みで一つお聞きします。

それと私のご長寿、ご長寿と言っていたのは、老人家庭の生活の安心、安全ということに力点を置いた質問をしていたわけですけども、これがくらしの便利帳ということになったわけですけども、お年寄り向けの工夫、編集で工夫された点、今されているとしたら、されている点について伺いたいと思います。

この2点ですね。以上です。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） くらしの便利帳、これは仮称ですけども、これについて今現在若手職員中心にですね、20代、30代の職員を中心に編集作業を進めております。これ委託料で組んだということにつきましてはですね、ページの例えばそういう編集デザインですとか、それから編集部分で大きな経費がかかるというようなことで、印刷部分も含んでおりますけども、その部分が大きなウエートを占めているというようなことで委託料で計上させていただきました。現在ですね、策定会議につきましては4回ほど開催しております。それから全課のですね、担当職員といいますか、全課にわたる全体での会議ということで役場庁内全体での会議というのを昨日14日ですか、2回目開催しております。目標としましては来年の3月の広報に折り込めれば年度末の異動ですとか、年度初めの異動される方にも対応できるのかなというようなことで、来年の3月に町民の方にお配りできればなというふうに考えております。それから今回のくらしの便利帳につきましては、例えば子育ての方ですとか、そういった方も含めまして、ご長寿に加えましてですね、そういった方も対象に便利帳の方をつくらせていただきます。内容としましては、簡潔明瞭といいますか、できるだけあまり詳しく説明書きを加えても読むのがお年寄りの方にと大変だというようなこともありますので、どこに問い合わせたらわかるのかとか、あと

文字の大きさ等もある程度の文字の大きさにしてわかりやすいように、そういったことで、どういったところに問い合わせをすとかというようなことがすぐわかるようなかたちです。工夫して今編集に当たっていただいているという状況になっております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） ありがとうございます。今、答弁をお聞きしていますと、基本的にはお年寄りの生活が安心して暮らせるようにということに力点を置いている中で、さらに広げて子育てだとかというふうに関心も聞かれました。私的には非常に結構な編集内容だし、字の大きさだとか簡潔明瞭にして、まずお年寄りがこれを読んで最初に何をしたらいいかというところにも配慮されているという点では非常に賛同できるというか素晴らしい内容になるかと期待する内容だと思います。それで内容がお年寄り中心になっているという私の今、受け取ったことでいいのか、なぜこういうことを聞くかということ、題名が「くらしの」って、別にご長寿にこだわっているわけじゃないんですよ、こだわっているわけじゃないんですけども、私の長い間の主張はお年寄りの生活の安寧に力点を置きたいということですから、そこが主でさらに情報が増えているということはすごくありがたいことだと思っていますので、その点だけちょっと確認をさせてもらいたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今回、くらしの便利帳につきましては、お年寄りの方にも十分配慮した便利帳というように考えておりますので、お年寄りだけということではないということをご理解いただければと思います。それから、転勤される、転入される方ですとか、そういった方もですね、例えばごみの出し方だとかというのなかなかわかりにくいという、その場所、場所で違いますし、例えば民間といいますかね、事業者、商店なんかでもこういうことを扱っていますよとか、そういったものも含めてですね、行政のガイダンスだけじゃなくて、そういったことも含めて、今回便利帳の方を作らせていただくというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかに、ご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。1点だけ今のこの件に関わってちょっと質問させていただきます。一つだけなんですけど、このくらしの便利帳の作成ということでありませけれども、これが当初の説明では3千部というお話があったかと思いますが、活用する方法について、どのような考え方で活用されようとしているのかをちょっとお伺いしたいのですが、今、訓子府の世帯数でいくと2千弱の2千数十世帯という、世帯数でいけばそういうかたちになりますけれども、それから考えますと多少というか、少し余裕があるんですが、それらも含めてお年寄り向けの特別な使い方、あるいは小さなお子さんがおられる方の、その部分の特別な利用の仕方とか、単に世帯ごとに配るだけではない活用の仕方等も考えておられるのか、ぜひやはりせつかく作るものでありますから、必要なもの、必要ではないという方についてはいいんですけども、1世帯に一つということではなくて、さまざまなかたちで有効に使っていただければいいのかなというふうに思いますので、その活用の仕方等についての考え方があればお伺いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） まず3千部ということで全世帯にまず行きわたるということ

と、それから先ほども申し上げましたけども、転入される方が、異動される方の分が窓口で渡すだとか、そういった部分の対応もございますので、そういったかたちで3千部ということで、また不足すればまた増刷するようなことも考えております。特に今の段階ではですね、お年寄りだけにそれを配ってとか、子育ての方に配ってというのは、特に今のところ考えていませんけれども、また必要に応じそういった対応も出てくれば考えてまいりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。何点かお尋ねいたします。

8ページの2款、1目の職員管理研修事業20万円について、職員の自主研修グループの活動のことがお話しされましたが、その具体的な内容と今までの活動の状況をお知らせください。

それから、その下の今お二方のくらしの便利帳、もしかして今からで間に合うのかなと思うんですが、この内容にも含まれていないとすれば、つい先日ですね、障がいのある方が「障がい者向けのアンケートを配布されたんだけど、障がい者に対しての情報がなかなか伝わってこないんだよね」というお話を聞きました。これの中に障がい者、もし誰しもいつ障がいを抱えるかわかりませんが、障がいを持ったときに、例えばこういう障がい者向けのいろいろな施策があるんだよとか、どこに聞けばいいとか、そういう簡潔なお知らせする内容が含まれているかどうか、また今後可能なのかどうか、それをお伺いします。

それから、10ページ、第4款、保健衛生費の予防費、子ども、赤ちゃんですね、1歳未満の赤ちゃんのB型肝炎予防接種、これは国の施策だと思うんですが、私たちの子どもの時代はこの予防接種はなかったと思うんですが、例えば何歳から年間接種が何回までなのか、そのかかる費用などを具体的なことがわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 2款、1項、1目のところで職員管理研修事業に関しまして、8ページのところで職員管理研修事業につきましてお尋ねございましたけれども、この自主研修グループですね、今5人が世話人となりまして、今、高卒であれば18歳から40代ぐらいまで、そういった若手グループで自主研修を進めているというようなことになっています。昨年からですね、平成27年度もこのグループで研修事業を進めておりました。研修グループに対しましては、視察に行く場合の旅費の方をみるものと、それから講師を招いて研修会を開くだとか、そういったことの研修が行われておりますけれども、昨年は既存予算で10万円ありまして、それで1回講師を招いて研修を行いました。今回ですね、3回ほど講師を招いて行うというようなことで、既存予算が10万円ございますので、今回20万円を追加すると。1回10万円程度ということで、30万円という事業規模で研修の方を進めるということになっています。研修の内容でございますけれども、住民参加についてのまちづくりをどのように進めるかというような内容でございます。祭りを事例にですね、そういった住民参加についての研修を進めているということになっております。この3回の研修の中のうち、1回につきましては置戸町での祭りなどもですね、参考

にしてということで事例研究も含めまして研修の方を進めることとなっております。

それから、広報広聴事業のですね、くらしの便利帳の作成の方でございますけれども、この中でもいろいろな行政サービスの部分も含むこととしておりまして、ただ、山田議員の方にもお答えしましたけれども、あまり詳しくそれぞれのサービスの内容を書いたとすると、今度はなかなか見づらくなってしまうというようなこともありますので、簡潔ではございますけれども、障がいをもったときですとか、高齢になったときですとか、病気になったときですとか、そういったあらゆる暮らしのシーンを想定したガイドブックということで今進めておりますのでご理解いただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺克人君） ただいま、第4款、第1項、第2目のですね、子ども予防接種事業の内容についてご質問でございますけれども、この予防接種の対象者につきましては、平成28年4月以降に生まれまして、1歳に至るまでの間の乳児となっております。標準的な接種期間としまして、生後2か月から1歳に至るまでの3回接種となっております。標準的な接種時期といたしましては、1回接種後4週間かけて2回目を接種いたします。3回目は1回目接種から20週から24週あけて接種となっております。本町の対象者数といたしましては、8月までの出生数とですね、母子手帳、今後の関係ですが、母子手帳を発行状況等からですが、年度内に3回接種が可能な乳児が6人、それから2回接種可能な乳児が14人、1回接種可能な乳児が5人ということで全体で25人を予定しております。この対象者の接種回数全体といたしましては51回、それからその他転入者等を見込んで合計で55回分としているところでございます。

補正額費用の内容でございますけれども、11節の需用費の印刷製本費につきましては、B型肝炎予防接種予診票の印刷経費といたしまして7千円の追加と、薬剤費につきましては、B型肝炎ワクチンの経費といたしまして、ワクチン単価2,190円、これに55回分、さらにですね、これに消費税を含めまして13万1千円の補正となっております。次にですね、委託料でございますけれども、接種につきましては訓子府クリニックに委託を予定しております。1回当たりの接種単価4,860円、これに55回分といたしまして26万8千円の補正となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。すいません今のB型肝炎の予防接種のことですが、これは1歳未満の方のことはよくわかったんですが、それ以外のお子さんについては、何歳であっても、この4,860円というのは変わらず、やはり3回受けるということになるんですか。赤ちゃんだけなんですかこれは。すいません。

○議長（上原豊茂君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺克人君） 今ですね、国の方で定期接種になったのは乳児ということで、1歳に至るまでの子どもが定期接種ということで入っております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 8ページから9ページにかかる臨時福祉給付金事業についてお伺いいたします。これは臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金と分かれておりますが、これの対象になる件数はお知らせいただいているんですけど、どのような方が対象になるのか。それとまた周知方法ですね。これみんな申請なのかなと思います、その申請とかそういう交付にかかる手順などの説明なり、それはどのようになっておりますか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 9ページ、3款、1目、1項の給付金の交付事業についてでございますが、これにつきましては、まず臨時福祉給付金、こちらが平成28年1月1日現在に住民票が訓子府町にある方で非課税世帯の方が対象でございます。単価が3千円でございます、対象者は1,200人を予定しております。総じて掛けますと360万円となっております。そしてもう一つの障害遺族年金受給者向け給付金でございますが、こちらは先ほどの臨時福祉給付金の対象の方で、なおかつ障害遺族年金受給者の方が受けられる交付金です。今年の春にやった老齢年金の受給者対象者で3万円を既にもらっている方はここには含まれないんですけども、一応、日本年金機構からリストが提供されておりますので、その数を見込みまして、1人3万円掛ける120名を予定しております。360万円となっております。そしてこの周知方法、そして申請なんですけれども、周知方法につきましては、10月号広報に折り込みをさせていただき予定でございまして、なおかつ先ほどの臨時福祉給付金につきましては、27年度に対象になっている方全てに通知をいたします。障害遺族年金の受給者につきましては、リストが日本年金機構から来ていますので、その方についてはこちらから文書で通知させていただきます。ただしその中には共済年金等の方は含まれませんので、そういう方についてはご自分で申請というか、気を付けていただくしか手がない状況でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって議案第55号の質疑を終了いたします。

次に、議案第57号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。議案書17ページです。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたしました。

これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

討論のなかった案件について一括採決をいたします。議案第55号、議案第57号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、議案第55号、議案第57号はいずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第56号

○議長(上原豊茂君) これより提案理由の説明が終わっております議案第56号についてを議題といたします。議案書12ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号、議案第59号

○議長(上原豊茂君) これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第58号、議案第59号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55号のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まずは最初に議案第58号の質疑を行います。議案書22ページです。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、議案第58号の質疑を終了いたします。

次に、議案第59号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、議案第59号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議案の討論を行います。

討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第58号、議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、議案第58号、議案第59号はいずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第60号

○議長(上原豊茂君) これより提案理由の説明が終わっております議案第60号についてを議題といたします。議案書26ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○4番(山田日出夫君) 4番、山田です。1点だけお聞きします。従前の教育委員会の制度では現行にもありますように教育長、旧教育長、旧教育長って今はあれですけど、まだですけども、9月いっぱいの教育長は教育委員会の委員ということで、この現行の規定にもありますように教育委員会の委員はということで包括されているかと思えます。それを地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、教育委員長の役割を含めた新しい教育長が生まれ、先般、人事案件にも出され承認をさせていただいたところでございますが、改正後の規定では、この新教育長および委員と明確に文言が改正される。これは2項においても3項においても同様でありますけども、ということは他の教育委員さんはこの教育長および委員ということで、教育長と明確に分けられた委員の方に分類されるということで、こういう解釈でよろしいか。確認も含めてお願いいたします。

○議長(上原豊茂君) 管理課長。

○管理課長(森谷 勇君) 今、山田議員の方からご質問がありました新制度による教育長と教育委員との文言の明確化ということでありますけれども、今、山田議員おっしゃるとおりの考え方で進めていくということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長(上原豊茂君) ほか、ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号、議案第63号

○議長(上原豊茂君) この際、追加議案であります議案第64号、議案第63号は関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まずは議案第64号 農業用施設災害復旧事業の施行についての提案理由の説明を求めます。議案書63ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 議案書63ページでございます。

議案第64号 農業用施設災害復旧事業の施行について、その提案理由を説明させていただきます。

農業用施設災害復旧事業（排水路）の施行について、土地改良法第96条の4で準用する同法第88条第1項の規定により議会の議決を求める。

今回の提案につきましては、8月の相次ぐ台風により被災を受けました紅葉川の災害復旧事業を農林水産省所管の農業用施設災害復旧事業により施行するもので、この農業用施設災害復旧事業につきましては、土地改良法により規定されている事業であり、訓子府町が事業主体となる新規としての団体営事業であることから、当該市町村の議会の議決を経て事業計画を定めることとなっております。

それでは記以下について説明をいたします。

1. 実施地区、事業量及び事業費、地区名、北栄、事業量、排水路延長400m、事業費2,500万円。

2. 事業費の区分の予定、国庫負担予定、事業費の65%、1,625万円、地元負担予定、事業費の35%、875万円。

3. 地元負担の予定基準、本事業に係る地元負担額の100%を訓子府町が負担するものとする。

4. その他、本事業の実施にあたり、計画変更、単価改定等により事業量、事業費が変更されることがある。

以上、議案第64号 農業用施設災害復旧事業の施行について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第63号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）についての提案理由の説明を求めます。議案書54ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の54ページになります。

議案第63号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）の説明を申し上げます。

今回の追加補正につきましては、8月17日以降、9月までの4本といたしますか3本といたしますか、台風などによる被災箇所を復旧するための追加予算となっております。

それぞれの被災箇所等の図面も含めて、別に配布しております資料4、ここには図面も載っておりますけれども、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは、その内容について説明いたします。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ8,516万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ50億5,892万2千円とするものでございます。

第2項にございますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表でありますけれども、これについてはご覧いただくこととしまして、詳細

については、この後の57ページ以降の事項別明細の中で説明させていただきたいというふうに思います。

まず、第2条では、地方債の補正を明記しておりますけれども、その内容は56ページをお開き願いたいんですけれども、第2表の地方債の補正の表でございます。

まず一番上の公共土木施設補助災害復旧事業、これにつきましては、駒里の佐々木宅前の道路、町道駒里弥生線といいますけれども、それと町道西33号線、南9線から10線間、この道路の二つの2か所の260万円の借り入れというふうになってございます。二つ目の公共土木施設単独災害復旧事業です。町内の19か所の路肩崩壊や法面崩壊、前段の補助災害分の設計委託、補助に出す設計については補助事業になりませんので、単費という扱いになりますので、それ合わせて1,310万円の借り入れ、三つ目は、農業用施設補助災害復旧事業で、紅葉川の増子橋から31号間の法面および護岸の崩壊で780万円の借り入れ、そして一番下の、これは農業用施設単独災害復旧事業です。これは先ほどの紅葉川の設計委託分で520万円となっているものでございます。

合計、災害復旧債の総額で2,870万円、なお、起債の方法につきましては、証書借り入れ、利率は5%以内、償還の方法については記載のとおりとなっているものでございます。

次に、62ページをお開き願いたいと思いますけれども、これは地方債の現在高の明細に係る調書になりますけれども、今回の災害復旧債2,870万円を加え、本年度末現在高は、この表の一番右側の下から3行目にありますように48億5,300万円というふうになります。

続いて、事項別明細の説明に入ります。これにつきましても補正については歳出を中心に、最後に歳入の方も説明したいと思いますので、まず、59ページの一番上の表になります。

6款、農林水産業費、1項、7目、牧場費の事業区分、牧場運営管理事業では、これは牧場内の道路などの雨などによりまして、これの復旧に要した牧場作業員の時間外分の追加でございまして39万6千円を追加しているものでございます。

次に、真ん中の表になりますけれども、9款、これは消防費になります。1項、3目、災害対策費の事業区分、防災対策事業では、消耗品で備蓄資材の補充分として災害復旧であげるものでございますけれども、まず概略でいきますと、A型のバリケード50台、単管のバリケード10台、三角コーン20個、コーンバー10本、ソーラー保安灯20個、それで52万4千円の追加でございます。

食糧費につきましては、8月、9月の災害対応、夜間になりますけれども、弁当などで120人分で9万円、その下の賄材料費では、8月も9月もそうですけれども、災害の炊き出し用食材として100人分を用意しています。9月以降の分も100食分で7万円の計上となっております。

その下の役務費では、避難しましたので、避難所用の毛布20枚のクリーニング代2万円を計上してございます。そして、その下の防災用の原材料費では、今回の災害で使用した備蓄用土のうの補充分としまして白い土のうが3,600枚、そしてちょっと丈夫といいますか、緑色の土のうが6,600枚、大型土のうが300枚、これで161万9千円を追加してございます。

次に、一番下の表の10款、教育費、2項、1目、学校管理費の事業区分、学校維持管理事業では、訓小ロータリーの樹木の倒木処理で31万7千円の計上をさせていただきます。

次に、60ページ、次のページになりますけれども、12款、災害復旧費、1項、1目の道路災害復旧費の事業区分、道路災害復旧事業の普通旅費では、これは一応今、災害査定協議などで予定されます旅費として7万9千円を計上しております。

その下の修繕料では、単独災害の町道17号線ほか12か所、おおむね12か所の復旧で670万円の計上。

その下の委託料では、公共土木災害復旧、先ほど言いました駒里と北栄のところですが、これも2か所分で、駒里の部分では道路で143m、それと北栄の西33号線のところでは15m、これの補助を上げるための調査設計業務で320万円を計上しております。

その下の機械借上料では、大体同じ機材を使っておりますけれども、バックホー、ブルドーザ、ダンプ、これらを使っておりますけれども、8月分で136万2千円、9月分で223万9千円の合計360万1千円の計上でございます。

その下の公共土木施設災害復旧工事では、前段、委託料のところでも説明しましたが、これも、駒里弥生線の路肩の崩壊復旧で600万円、それと西31号線の路肩の崩壊、それと排水施設の復旧で700万円、合計1,300万円の計上でございます。

その下の補修用原材料では、道路補修用の砕石や切込砕石、また、大型土のう、建設課で持っております大型土のうで、8月分で307万1千円、9月分で178万5千円の合計485万6千円の計上でございます。

次に、2款の河川災害復旧費の事業区分、河川災害復旧事業の修繕料では、オシマ川他5か所の護岸の補修で320万円を計上しております。

その下の機械借上料では、これは道路と同様でございます機械の種類については、8月分で121万8千円、9月分で141万3千円の合計で263万1千円の計上でございます。

その下の補修用原材料につきましても、これも道路同様に砕石や大型土のうなどで、8月分で43万8千円、9月分で70万8千円の合計114万6千円の計上です。

次に、61ページ、12款、2項、1目の農業用施設災害復旧費の事業区分でいきます農業用施設災害復旧事業では、これも先ほどと同じで、普通旅費として8万4千円の計上。

その下の調査設計では、これは紅葉川で1,400mの調査と400mの設計、先ほど一般質問にありましたけれども400mの設計費、これで800万円、それと補助率の増高申請に係る土地連への委託料13万円、合わせて813万円の計上でございます。

その下の紅葉川災害復旧工事で2,500万円の計上。

今度は一番下の補助金のところになりますけれども、その下の農地災害復旧助成事業補助金になりますけれども、被災のあった、これは個人の農地の復旧事業に対する国の制度にはない町独自の単独補助で、基準としましては、町内在住で町内にある農地という条件がございますけれども、これは税抜きでカウントしまして、事業費が40万円以上の事業、補助率が3分の1、そして、上限が100万円とするものでございまして、現時点での災害は主に表土の流亡と、ほ場の陥没が主でございますけれども、今の時点の対象者は16人、約1,650a、これを見込んでございます。

次に、2目の林業施設災害復旧費の事業区分、林業施設災害復旧事業では、これは弥生

林道と常盤林道、それと常盤と美園にあります町有林の作業道、これの洗掘などの復旧費として350万円を計上しております。

以上が歳出ですけれども、次に、57ページの歳入に戻っていただきまして、まず上の表の14款、2項、6目、災害復旧費道補助金の説明欄にあります公共土木施設災害復旧補助金では、先ほどから言います町道の駒里弥生線、これ事業費で600万円でございますけれども80%、それで480万円、北栄の西33号線で事業費700万円の80%で560万円、合計で1,040万円の計上となっております。

その下の農業用施設災害復旧費補助金では、紅葉川の復旧で2,500万円、これ農業災害につきましては補助65%、それで1,625万円の計上でございます。

次に、真ん中の表の18款、1項、1目の繰越金では、これは今回の補正の財源調整として前年度繰越金を充てるというものでございます。

次に、一番下の表の20款、1項、1目の災害復旧費、公共土木施設補助災害復旧事業債、これは起債になりますけれども、先ほどから言います駒里と北栄、この2本で起債充当率が補助残の100%で260万円。

その下の、これは公共土木施設単独災害復旧事業債になりますけれども、これは調査設計費は先ほど言いましたように補助対象となりませんので、これは単独に加えることとしまして、13路線で起債充当率100%、これで1,310万円、合計1,570万円を計上しているものでございます。

次に、58ページ、最後になりますけれども、農業用施設補助災害復旧事業債では、これは紅葉川で起債充当率は補助残の90%、それで780万円。

そして、その下の農業用施設単独災害復旧事業債、これも道路と同様に単独事業になりますので、調査設計費800万円の65%、これで520万円、これら合わせまして、合計で1,300万円の計上となっております。

以上、平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）の内容について、説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 今、一括議題の説明が終わりました。

昼5分前なので、ここで昼食のため休憩といたしたいと思います。

午後1時からまた再開いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

これより提案理由の説明が終わっております一括議題の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に議案第64号の質疑を許します。議案書63ページです。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案第63号の質疑を許します。議案書54ページです。

ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 4番、山田です。地図とか一覧表の中で15番で表記されています酒谷川についてお伺いをしたいと思います。場所は道道を越えて曲がったカーブだと思いますけども、一般質問でもお聞きしましたけれども、聞き漏らしたという点でちょっとお聞きするんですけども、布団籠、災害復旧事業ですから、原状回復をまずすると。課長の説明では布団籠で永久的なものではないけども、当面かさ上げを図りたいということで一定の理解できる回答があったと思いますけれども、どのぐらい、籠、素人で聞くんですけれども、結果としてあのコンクリートからどのぐらいかさ上げになるか。1点だけ、予定でいいですよ、細かいことは別として計画というかお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） まだ詳しく図面に書いているわけではないんですけども、若干程度、50cmとかその程度なのかなとは思いますが。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。何点か質問いたします。

まずはじめに、ページでいきますと59ページ、農林水産業費に関わる農業費、牧場費の関係です。これは牧場技能員の方の時間外に対する歳出ということで、賃金で39万6千円ということでありまして、このときの状況、時間外の状況も含めて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それからもう一つが、私の一般質問でも質問いたしました項目に関わることでありますけれども、61ページ、災害復旧費の中の農地災害復旧助成事業補助金に関わる、700万円に関わる関係でありますけれども、この点についても何点か質問させていただきます。まず、これは一般質問的な話というか、そういうかたちにもなるかとは思いますが、一つはこの700万円の積算の根拠といいますか、先ほどの説明の中では現時点で16戸、16人といいますか、16町5反の被害面積というか、そういう取りまとめの現時点での状況が報告がありましたけれども、それに関わりまして、実は農協の方から回っていますファクス等では、農協の職員のお話も含めて9月23日までにこの要望書というかお願いをしたいということになっておりますけれども、業者等がやはり非常にこう、例えば今訓子府で北西地区の畑総事業で客土、あるいは暗渠あんきよの事業、その他この災害復旧も含めてさまざまなかたちで相当忙しいという、業者からもちょっと担当の人とも話をしたんですが、とっってもこう、一つは見積もりの、現場にもなかなか行けない状況にあるという話もされてもいました。それでまだ23日までということになれば、まだ若干こう日にちがあるんではありますけれども、この点、いわゆる見積もり期限の延長なんていうのは、もし間に合わない方がいるということになれば困りますので、その延長なんていうことは考えられるのかどうかということが1点です。

それともう一つ、それと同じような背景から、これも業者との話の中で、いつまで工事できますかという話をすると、急ぐ人たちは小麦の播種等に向けてもう大至急という話も

あるんですけれども、本当に困ったと。いわゆる畑総事業も含め、ほかの復旧の問題も含め、まずダンプの台数がないとか、重機の台数が限られているとか、あるいは現場の、例えば暗渠あんきょの手直しとかなんとかなると、素人がやれるようなものでもないし、技能員というか、働く人の確保もままならないんですよという話がありまして、これも年明けの工事も含めて許可されるかなとは思うのではありますけれども、最大限いつまでこの工事をした者がこれに該当になるのか。こういったものも含めて、人によっては来年、年明けてから工事の方がかえっていいかなという人もいますけれども、そういう部分も含めて、いつごろまでの工事がこの事業の対象になり得るのか、その点がちょっとお聞きしたい。どういうふうにお考えなのかをお聞きしたいなというふうに思います。一応まだなければ後でもう1回できますので、とりあえずそういうことです。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず1点目、牧場技能員の時間外の関係でのご質問で、そのときの状況はどうだったかというような状況でございます。これにつきましては、今回の台風被害、大雨被害によりまして、牧場内の道路ですね、道路が2か所ほど洗掘されました。普通の通常の車では通れないほどの洗掘が2か所ほど、それと牧場が山からの排水を横断している箇所があるんですけれども、その横断している箇所の横断管が陥没いたしまして、道路が一部えぐれたというような部分ございまして、これにつきましては早急に復旧をしたいということで、技能員の方々、牧場にあります機械を利用しまして、技能員の方々に復旧をしていただいた部分の時間外と、それと大雨、結構牧場も降りましたので牛の移動もですね、やはり牧区の移動とか、そういう部分も雨の状況によりまして時間外での対応もしたという部分で今回39万6千円の時間外を補正させていただいたということでございます。

それから、次に、災害復旧工事の関係での見積もり期間の延長ということでございますが、差し当たり23日までの取りまとめということで、早急に町としても農協としてもですね、どの程度の容量があるのかという部分を把握したいということもございまして、23日までというようなことで通知はさせていただいておりますけれども、これについては厳密に23日までということはございませんので、当然、議員おっしゃるとおり業者が忙しい等、農作業も忙しい等ございまして、見積もり期間につきましては柔軟に対応したいというふうに考えてはございます。

それから3点目、いつまで復旧工事を行えば対象になるのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、現在うちの方で考えています要綱では来年の12月31日、平成29年12月31日までに工事が完了するということが要綱を考えてございます。ですので年明けてから工事を行いたいという、雪解け後行いたいという方も当然いるかと思えますし、実際のところ現在1名の方から、そういう問い合わせも来てございますので、要綱では来年の12月31日までの工事、施工ということで考えてございます。

積算の根拠でございますが、先ほど副町長の方からの説明の中で16件の予定をしているということでございますが、これにつきましてはですね、今現在取りまとめ中でございまして、うちの方で今のところ現地を見たり農協からの調査等で被害の大きい方々、面積的に大きい方々、そういう方々をまずピックアップいたしまして、その方々がこの事業、要するに40万円以上ということでございますので、それに該当するということがピック

アップをいたしまして、概算で金額をつかんでおります。その金額が大体約600万円、それにですね、当然この方々ばかりではございません。ほかの方々も当然今後出てくる可能性も十分ありますので、20%ほど上乗せをいたしまして今回700万円ということでの補正予算を組ませていただいております。これについても、まだ正式に全部取りまとめは終わってございませんので、どの程度かかるのかという部分がありますけれども、工藤議員の一般質問の中で、過去の例で平成18年のときにありましたけれども、そのときの金額も約400万円という助成で20数戸、20戸ぐらいだと確かだと思いますけれども、それで400万円ぐらいという助成の実績もございますので、今回については、それ以上ということで町も私どもも判断してございますので700万円という予算組みで計上しております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） もう1回だけ質問できますので、今の土地改良、いわゆる災害復旧に関わることについては、あと他の議員の質問もあろうかと思っておりますので、私はいいんですが、最初の牧場費の中の時間外とは直接関係はない質問になりますけれども、このときは大変な状況の中で牛の被害とか事故等も含めて、あるいは今後に向けて牧場が大きな被害を受けて修繕しなければいけない。いわゆる大きく草が流されるとか、そういう部分というのは発生はなかったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 牧場の被害でございますけれども、まず牛の被害等については、今回の大雨等については全然ございませんでした。それから草が大幅に流亡したとかえぐれたという部分に関しても今回についてはございませんでした。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第63号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

討論のなかった案件については一括採決をいたします。

議案第64号、議案第63号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号、議案第63号はいずれも原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

ただいま西森信夫君ほか4名から意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向け

た施策の充実・強化を求める要望意見書、西森信夫君ほか3名から意見書案第2号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める要望意見書および西森信夫君ほか3名から意見書案第3号 「米政策改革」の抜本の見直しを求める要望意見書、同じく西森信夫君ほか3名から意見書案第4号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第1号、意見書案第2号、意見書案第3号および意見書案第4号を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

ここで意見書の配布関係から若干、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時19分

○議長(上原豊茂君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第1号

○議長(上原豊茂君) これより、意見書案第1号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西森信夫君。

○8番(西森信夫君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第1号についてご説明をいたします。

意見書案第1号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年9月15日

訓子府町議会議長 上原豊茂様

提出者 訓子府町議会議員 西森信夫

同じく 堤三樹磨

同じく 余湖龍三

同じく 川村進

同じく 西山由美子

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月15日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様
農林水産大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様
環境大臣 様
復興大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いたします。

○議長（上原豊茂君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより意見書案第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号

○議長（上原豊茂君） 次に、意見書案第2号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西森信夫君。

○8番（西森信夫君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第2号についてのご説明をいたします。

意見書案2号

農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの
拙速な国会承認の反対を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年9月15日

訓子府町議会議長 上原豊茂様

提出者 訓子府町議会議員 西森信夫
同じく 堤三樹磨
同じく 余湖龍三
同じく 西山由美子

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 上原豊茂

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
農林水産大臣様
TPP担当大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。
1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号

○議長（上原豊茂君） 次に、意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西森信夫君。

○8番（西森信夫君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第3号についてご説明をいたします。

意見書案第3号

「米政策改革」の抜本的見直しを求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年9月15日

訓子府町議会議長 上原豊茂様

提出者 訓子府町議会議員 西森信夫
同じく 堤三樹磨
同じく 余湖龍三
同じく 西山由美子

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 上原豊茂

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
財務大臣様
農林水産大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号

○議長（上原豊茂君） 次に、意見書案第4号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西森信夫君。

○8番（西森信夫君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第4号に

ついでご説明をいたします。

意見書案第4号

指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年9月15日

訓子府町議会議長 上原豊茂様

提出者 訓子府町議会議員 西森信夫

同じく 堤三樹磨

同じく 余湖龍三

同じく 西山由美子

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 上原豊茂

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

農林水産大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○議長(上原豊茂君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(上原豊茂君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成28年第3回訓子府町議会定例会を閉会いたします。
本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午後1時42分